

審 査 基 準

令和7年9月26日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の2第4項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）、第105条の2第1項及び第3項（運転経歴 証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手続）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： ○ 自動車運転免許試験場 即日 ○ 警察本部運転免許管理課 15日間
申 請 先：警察本部運転免許管理課又は自動車運転免許試験場
問 合 せ 先：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5316）又は警察本部 運転免許試験課自動車運転免許試験場
備 考：